

| | | | | |
|-------------------|---------------|-----------------------------|--------|--------------------|
| | 投網 | " | " | 8月1日より 12月31日まで |
| こい漁業 | 竿釣 投網 はえなわ | 竿釣1人3本以内 30m以内 1人2本以内 | " " | 1月1日より 12月31日まで |
| やまめ漁業 | 竿釣 | 1人1本 | " | 3月1日より 9月30日まで |
| はえ ふな うなぎ漁業 | 竿釣 投網 はえなわ | 竿釣1人3本以内 30m以内 1人2本以内 | " " | 1月1日より 12月31日まで |
| もくずがに漁業 | かにうけ | 1人2統 | 指定箇所のみ | 8月1日から 12月31日まで |

(遊漁料の額及び納付方法)

第4条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

但し第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児及び小学生のときは無料、中学生及び肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

| 魚種 | 漁具漁法 | 遊漁料の額 |
|-------------------------|-------------------|------------------------|
| あゆ | 竿釣 | 日釣 500円 年釣 4,000円 |
| はえ、 やまめ | 竿釣 | 日釣 200円 年釣 1,500円 |
| こい、ふな うなぎ | 竿釣(穴釣も含む) はえなわ | 日釣 400円 年釣 2,000円 |
| もくずがに | かにうけ | 日釣 500円 年釣 4,000円 |
| あゆ、やまめ、ふな、 うなぎ、はえ、こい | 投網 | 日釣 1,000円 年釣 3,000円 |
| あゆ、こい、ふな、う なぎ、はえ | たも網 | 日釣 300円 年釣 2,000円 |

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし当該遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。

熊本県熊本市石原町 573-2 白川漁業協同組合事務所

(遊漁承認証に関する事項)

第5条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第6条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第7条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第8条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附則)

この規則は、平成16年1月1日から施行し、免許の期間適用する。

様式第1号 遊漁承認証

表

裏

No. _____
遊漁承認証
下記のとおり遊漁を承認します。

注意事項
1.
2.

| | | |
|---|--------------|----|
| 遊 漁 者 | 住所 氏名 | 年令 |
| 承認期間 魚種 漁具、漁法 遊漁区域 遊漁料 発行者 白川漁業協同組合 印 | | |

3.

様式第2号 漁場監視員証表

No. _____

漁場監視員証

下記のものゝ当組合の漁場監視員であることを証明する。

| | |
|----|----|
| 住所 | 年令 |
| 氏名 | |

有効期間
発行者
白川漁業協同組合 印

裏

注意事項

1.
2.
3.

熊本市漁業協同組合第5種共同漁業に関する内共第3号共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、熊本市漁業協同組合が免許を受けた内共第3号第5種共同漁業権に係わる漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい、ふな、うなぎ、はえ及びもえびをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き、その他の場合には、当該遊漁の承認により当該水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第6条第1項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法)

第3条 次の表の(ア)欄に掲げる漁業はそれぞれ(イ)欄の漁業の方法により(ウ)欄の規模の範囲内において(エ)欄の区域及び(オ)欄の期間中でなければ遊漁してはならない。

| (ア) 漁業の名称 | (イ) 漁業の方法 | (ウ) 統数の規模 | (エ) 区域 | (オ) 期間 |
|------------|-----------|-----------|---------|---------|
| こい漁業 | 手釣 | 制限なし | 制限なし | 1月1日より |
| ふな漁業 | 竿釣 | | | 12月31日迄 |
| うなぎ漁業 | 投網 | 制限なし | 画図橋より下流 | 1月1日より |
| はえ(おいかわ)漁業 | 四ツ手網 | | の区域無田川 | 12月31日迄 |
| もえび(ぬまえび類) | タビ | 制限なし | 制限なし | 1月1日より |
| | | | | 12月31日迄 |

(漁具の制限)

第4条 次の表の(ア)欄に掲げる漁業はそれぞれ(イ)欄に掲げる規模又は大きさの漁具を使用してはならない。

| | |
|---------------------------------------|----------------|
| (ア) 漁業の名称 | (イ) 漁具の規模又は大きさ |
| こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 はえ (おいかわ) 漁業 | 爆弾づり |

(全長制限)

第5条 次の表の(ア)欄に掲げる魚種については、それぞれ(イ)欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

| | |
|--------|-----------|
| (ア) 魚種 | (イ) 全長 |
| こい | 10センチメートル |
| うなぎ | 21センチメートル |

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。但し、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児及び小学生は無料、中学生及び肢体不自由者はそれぞれ同号に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

1 竿釣による遊漁の場合

| 魚種 | 漁具漁法 | 遊漁料の額 |
|---------------------|------|----------|
| こい ふな うなぎ はえ (おいかわ) | 手釣 | 日 200円 |
| | 竿釣 | 年 2,000円 |

2 その他の場合

| 魚種 | 漁具漁法 | 遊漁料の額 |
|---------------------|------|----------|
| こい ふな うなぎ はえ (おいかわ) | 投網 | 日 250円 |
| | 四ツ手網 | 年 2,500円 |
| もえび (ぬまえび類) | タビ | 日 250円 |
| | | 年 2,500円 |

3 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

熊本市国府本町5-7 熊本市漁業協同組合事務所

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附則)

この規則は、平成16年1月1日から施行し、免許の期間適用する。

様式第1号 遊漁承認証
表

裏

| | |
|-----------------|------------|
| 遊漁承認証 No. | |
| 下記のとおり遊漁を承認します。 | |
| 住所 | |
| 氏名 | (才) |
| △有効期間 | |
| △漁具漁法 | |
| △遊漁区域 | 熊本市漁協漁業権域内 |

| |
|-----------------------------------|
| 遵守事項 |
| 1 遊漁者は遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。 |
| 2 遊漁者は漁場監視員から要求があったときは遊漁承認証を |